

新型コロナウイルス感染症に係る 月額報酬の日割り算定の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る月額報酬の日割り算定について、想定事例を以下のとおりお示します。

なお、発生した事例の内容によっては、想定事例に記載されている取扱いと異なる場合もございますので、事例が発生した場合は、下記問い合わせ先まで御相談ください。また、事例が発生し、臨時対応等が必要になった場合は、利用者、担当ケアマネジャー及び関係機関等への連絡をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○想定事例

	事例内容	日割り算定
①	新型コロナウイルス感染症感染者の発生等に伴い、事業所を休業した場合	あり
②	新型コロナウイルス感染症感染者の発生等に伴い、事業所を休業したが、休業期間中の利用者がいなかった場合	なし
③	新型コロナウイルス感染症感染者の発生等に伴い、事業所を休業したが、休業期間中の利用分を利用者の同意を得て同月内で別日に振替を行った場合	なし
④	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、利用者からサービスの提供を断られた場合	なし
⑤	デイサービス利用者を自宅に迎えに行ったところ、利用者が発熱しており、本人はデイサービス利用の意思があったが、新型コロナウイルス感染症感染の疑いもあるため、利用を断った場合	なし

問い合わせ先

山口市高齢福祉課包括支援担当

TEL：083-934-2758

FAX：083-934-2647